

豊橋市監査公表第18号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和4年3月2日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	星野隆輝
同	二村真一

定例監査の結果について

第1 監査の対象

(1) 文化・スポーツ部

〔「文化のまち」づくり課、「スポーツのまち」づくり課、図書館〕

(2) 都市計画部

〔都市計画課、都市交通課、まちなか活性課、公園緑地課、区画整理課〕

(3) 総合動植物公園

〔動植物園、自然史博物館〕

(4) 環境部

〔環境政策課、廃棄物対策課、環境保全課、再生可能エネルギーのまち推進課、
収集業務課、資源化センター、施設建設室、埋立処理課〕

(5) 教育委員会教育部

教育政策課、学校教育課、保健給食課、生涯学習課、美術博物館、
科学教育センター
豊小学校、羽根井小学校、下地小学校、磯辺小学校、飯村小学校、
高山小学校、石巻小学校、高根小学校、賀茂小学校、
豊城中学校、高師台中学校、高豊中学校、
豊橋高等学校

第2 監査の期間

令和3年11月1日～令和4年1月28日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、各課（工事担当課を含む。）に共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼において監査を実施した。

第4 監査の結果

各課所管の事務処理について、抽出した予算執行事務及び事務事業並びに施設・設備の維持管理状況を監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部において次のとおり改善又は留意すべき事項が見受けられた。

文化・スポーツ部

《「スポーツのまち」づくり課》

指摘事項

1 履行確認について

豊橋市岩田総合球技場等管理運営仕様書の施設清掃業務の仕様・水準において、日常清掃などの内容、方法、頻度は維持管理業務実施計画書で具体的に提案することになっているにもかかわらず、清掃業務の内容及び方法の提案がされないままモニタリングを実施していたので、指定管理者に対して仕様書に沿って提案を行うよう指導するとともに、その内容を確認することで適正なモニタリングをされたい。

グリーンスポーツハウス等アスベスト事前調査業務委託仕様書において、書面調査及び目視調査両方の業務内容を報告することとしているが、書面調査の内容が記載されていない業務完了報告書を受領していたので、提出書類の確認を徹底するなど適正な事務処理をされたい。

2 市及び他団体が共同で事務局を運営する団体の事務処理について

令和元年度渥美半島駅伝競走大会実行委員会の契約事務において、予定価格を作成せず業者決定するなど事務処理規程に反する事例が散見されたので、同規程にのっとり適正な事務処理をされたい。

意見

1 補助金交付決定について

本年度創設したスポーツ合宿等支援事業補助金において、事前に補助事業者と事業内容を協議し情報を共有していたという理由で補助金等交付申請書への事業計画書の添付が省略されているが、補助金の透明性を確保するためにも、事業計画書を提出させるなど適切な事務処理に努められたい。

2 補助金制度の効果の検証について

スポーツ合宿等支援事業補助金において、市有スポーツ施設の利用促進及び市内宿泊施設の需要喚起を図ることで地域経済の活性化に寄与することを目的としていることから、同補助金の効果を利用者アンケート等により検証するとともに、今後の課題把握に努められたい。

3 所管する団体の事務処理について

本市に事務局がある東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会応援実行委員会のパラリンピック聖火リレー採火式開催委託業務において、具体的な業務内容が記載さ

れていない業務実施報告書を受領していたので、仕様書に沿った業務が行われていたことを検証できるよう適切な履行確認に努められたい。

都 市 計 画 部

《都市交通課》

意 見

1 委託契約約款について

スマートムーブ普及啓発事業チラシ配送委託業務等において、個人情報を取り扱う業務であるが、個人情報の保護に関する条項を規定していなかったため、適切な事務処理に努められたい。

《まちなか活性課》

指摘事項

1 市有財産使用許可事務について

市有財産使用許可の決裁において、許可の根拠として適用する財産管理規則の条項が起案文に明記されていなかったため、令和3年3月17日付け資産経営課長通知に基づき、適正な事務処理をされたい。

2 納入通知書の発行について

市有財産使用許可に係る使用料の徴収において、納入通知書に納付期限の記載のない事例が見受けられたため、地方自治法、同法施行令及び予算決算会計規則にのっとり適正な事務処理をされたい。

意 見

1 受託者との協議について

まちなか縁日イベント開催業務委託において、イベント開催中の気象警報発令に伴い終了時間を前倒しする措置を取っているが、その決定にあたり受託者で行った協議内容の記録を確認できなかったため、業務完了後の適正な検査に資するよう、口頭協議であってもその記録を書面に残すなど適切な事務処理に努められたい。

2 委託によるイベント開催時の安全確保について

イベントの開催において、参加者の安全を確保し、被害を最小限に留めることを目的とするイベント安全管理対策マニュアルを策定しているが、その内容は主に職員の役割などを定めたものとなっている。屋外イベントの多くは外部委託により開催され、災害

発生時の受託者の役割も重要であると考えられることから、緊急の連絡や参加者の避難誘導などの具体的な方法についてあらかじめ受託者と調整しておくなど、委託によるイベント開催時の安全確保に努められたい。

《公園緑地課》

意見

1 一者随意契約理由について

自治会公園管理委託業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約をしているが、理由書の記載が不十分かつ抽象的であるため、履行可能な者が一者に特定される場合には、その根拠を整理し、理由書に具体的に記載するよう努められたい。

2 公園の維持管理について

公園除草清掃業務報告書において、公園利用に支障が出るほど草が繁茂した作業前写真が散見されたので、防犯や防災の観点からも、適切な公園管理に努められたい。

3 公園利用者の安全確保について

豊橋公園内にある吉田城址において、令和2年度に事業期間を15年間とする石垣長寿命化計画を策定し、令和3年度から修復工事を開始しているが、落石による人身事故などを起こさぬよう日常点検や必要に応じた立入制限の実施など、安全対策に万全を期すよう努められたい。

《区画整理課》

指摘事項

1 施工管理について

豊橋市週休2日モデル工事として指定した道路及び舗装改良工事において、休日の取得状況が確認できる書類が定められた期日までに提出されていなかったため、「豊橋市週休2日モデル工事試行要領」に基づいた適正な施工管理をされたい。

意見

1 契約事務について

道路及び水路改良工事において、表記に誤りのある書類をそのまま受領し契約図書としていたので、チェック体制の強化を図るなど、適切な事務処理に努められたい。

総合動植物公園

《動植物園》

意見

1 受託者の従業員詰所について

動植物公園内にある遊園地管理運營業務の受託者従業員詰所は、動植物園が当該業務用の詰所として使用を許可した建物であるが、同受託者の求人サイトには営業所として掲載されている。また、同受託者が提出した遊戯施設修繕の施工計画書にも、同詰所は営業所として記載されている。同詰所は同受託者の営業所ではないので、営業所の呼称を用いないよう指導するなど適切な管理に努められたい。

2 仕様書について

遊戯施設修繕において、部品の名称により判断できることを理由に、仕様書に規格の記載を省略していたが、施工計画書には名称の異なる部品も記載されていたので、同等品を使用して修繕が行われたことが事後にも検証できるよう、発注時の仕様書に詳細な規格を記載するなど、適切な事務処理に努められたい。

《自然史博物館》

指摘事項

1 旅費について

旅費計算において、最も経済的な通常の経路とは異なる旅行経路で計算をしている事例が見受けられたので、旅費支給条例にのっとり、適正な事務処理をされたい。

2 工事費の積算と工事監理について

特別企画展示室屋根排水溝等防水改修工事の災害防止用養生シートの積算において、設計内容と異なる仕様の単価を用いていたので、設計図書の確認を徹底し、適正な工事費の積算をされたい。

また、災害防止用養生シートの仕様変更において、設計変更の対象としないとしているが、災害防止用養生シートの仕様変更は工事費や安全対策等に影響が生じることから、受注者と協議を行ったうえで設計変更するなど、適正な工事監理をされたい。

環 境 部

《環境政策課》

指摘事項

1 一者随意契約について

公益社団法人豊橋市シルバー人材センターへの業務委託において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定を根拠として一者随意契約していたが、同規定は一者随意契約の根拠とはならないので、見積り合わせを行うなど、関係法令にのっとり適正な事務処理をされたい。

《廃棄物対策課》

指摘事項

1 契約事務について

P C B含有電気機器等所有者等への督促訪問等調査業務委託において、個人情報取扱特記事項で規定されている業務従事者の誓約書の提出報告がされていなかったため、適正な事務処理をされたい。

《環境保全課》

意見

1 使用薬品の承認について

外来アリ駆除等委託業務において、薬剤については使用前に市の承認を得ることと仕様書に規定しているが、承認については、担当者が薬剤成分の含有率を確認した上で口頭にて行ったとのことである。誤った薬剤の使用を防止する観点からも、承認に係る意思決定等を文書にて行うなど、適切な事務処理に努められたい。

《再生エネルギーのまち推進課》

意見

1 E V ・ P H V用充電設備について

E V ・ P H V用充電設備において、料金を徴収できるものとできないものが混在しているため、公平性の観点から、設備を更新する際には料金徴収可能な設備への転換を進めるとともに、設置場所によって利用実績に大きな差がみられることから、利用実績や利便性に考慮した効果的な場所への設置に努められたい。

《収集業務課》

意見

1 保守作業者の承認について

ごみ収集ルート作成支援システム機器等賃貸借契約の保守作業において、賃貸人以外の者に保守作業を行わせるため、賃貸人から「保守作業承認願」が提出され承認しているが、承認した理由が不明確だったので、決裁文書に理由を記載するなど適切な事務処理に努められたい。

2 システム機器等の導入効果について

ごみ収集ルート作成支援システムの導入目的は、ごみ収集の配車及びルートを自動的に示すことでごみ収集業務に対する作業量を平準化させることであるが、その効果は帰庁時間の平準化という定性的なものにとどまっていることから、定量的な視点により費用対効果の検証に努められたい。

《資源化センター》

指摘事項

1 市有財産使用許可事務について

委託業務の作業員詰所としての使用に係る市有財産使用許可の決裁において、財産管理規則第11条第1項第7号を許可の根拠とすべきところ、第5号を適用している事例が見受けられたので、申請者及び使用目的を十分に確認し、適正な事務処理をされたい。

2 歳入の納付期限について

市有財産使用許可に伴う使用料に係る納付期限の設定において、調定をした日から15日以内とすべきところ、3週間後の日付を設定している事例が見受けられたので、予算決算会計規則にのっとり適正な事務処理をされたい。

意見

1 契約に係る仕様等に関する質問について

西部中継トラック計重機点検業務委託契約に係る見積り合わせの執行において、仕様等に関する質問の受付期限を設定していたが、期限後に提出された質問に対する回答処理を行っていたので、公正性を損なうことのないよう適切な事務処理に努められたい。

《埋立処理課》

意見

1 業務実施報告書について

埋立処理施設警備委託業務（高塚浸出水処理施設）において、長期間にわたり、委託

期間の記載に誤りのある業務実施報告書を毎月受領していたので、提出書類の確認を徹底するなど適切な事務処理を行うよう努められたい。

教育委員会教育部

《教育政策課》

意 見

1 保守点検委託業務について

岩田小学校始め52校消防設備等保守点検業務において、小学校の消防設備の点検を年2回行っているが、改修が必要との点検結果に対し改修されていない事例が散見された。児童の安全を最優先に考えた適切な施設管理に努められたい。

また、遊具（体育施設）保守点検委託業務において、修繕が必要とされるものが全体の14%という点検結果となっている。今後さらに老朽化が進み修繕が必要とされる遊具等が増加することが予想されるので、使用状況を踏まえて撤去を進めるなど、事故を未然に防ぐための適切な施設管理に努められたい。

2 委託業務の仕様書について

民間プール等の活用モデル事業において、小学校水泳授業支援業務の仕様書に「受託者の不備により事故や怪我があった場合は、受託者が責任を負うこと。」とあるが、事故等が発生した場合の賠償責任保険等への加入を条件とする記載がない。また、同仕様書に「インストラクターを1クラスあたり1名配置する。」とあるが、インストラクターの指導実績などの条件について示されていない。万が一の事故に備えた保険への加入や安全で効果的な水泳指導を行うためのインストラクターの条件を定めるなど、適切な仕様書作成に努められたい。

《学校教育課》

意 見

1 契約約款について

通学路に関するGISデータ更新等業務委託の契約書において、個人情報を取り扱う業務ではないが、個人情報の保護に関する条項を規定していたので、業務内容を課内で再確認するなど適切な契約事務に努められたい。

2 一者随意契約理由について

図書館管理用コンピュータ賃貸借の契約書において、地方自治法施行令第167条の2第

1 項第 2 号の規定により一者随意契約をしているが、理由書の記載が不十分かつ抽象的であるため、履行可能な者が一者に特定される場合には、その根拠を整理し、理由書に具体的に記載するよう努められたい。

《保健給食課》

意 見

1 一者随意契約理由について

東部共同調理場の除害施設保守管理委託業務及び市立学校児童生徒心電図検査等業務において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により一者随意契約をしているが、理由書の記載が不十分かつ抽象的であるため、履行可能な者が一者に特定される場合には、その根拠を整理し、理由書に具体的に記載するよう努められたい。

2 学校環境衛生検査について

学校環境衛生検査のダニアレルゲン検査において、清掃方法等の改善が必要とされる結果となった場合、学校薬剤師の指導の下、改善を行うこととしているが、改善したことの確認がされていないため、再検査をするなど適切な管理に努められたい。

《生涯学習課》

指摘事項

1 請書について

トヨッキースクール推進事業において、仕様書が欠落した請書を受領している事例が見受けられたので、提出書類の確認を徹底するなど適正な事務処理をされたい。

意 見

1 契約事務について

公営児童クラブ運営事業及びのびるん d e スクール運営事業において、緊急連絡システム維持管理業務委託契約を同一の相手方と別々に締結しているが、両事業の配信グループをまとめて発注した方が経済的に有利であり、事務の効率化も図られることから、一体的に契約し配信グループ数に応じて事業費を案分するなど、適切な事務処理に努められたい。

《美術博物館》

指摘事項

1 一者随意契約について

公益社団法人豊橋市シルバー人材センターへの業務委託において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定を根拠として一者随意契約していたが、同規定は一者随意契約の根拠とはならないので、見積り合わせを行うなど、関係法令にのっとり適正な事務処理をされたい。

《科学教育センター》

指摘事項

1 一者随意契約について

公益社団法人豊橋市シルバー人材センターへの業務委託において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定を根拠として一者随意契約していたが、同規定は一者随意契約の根拠とはならないので、見積り合わせを行うなど、関係法令にのっとり適正な事務処理をされたい。